

随意契約理由書

工事名称 堺泉北港 堺7区 ジブクレーン補修工事

堺泉北港湾水域の塵芥処理については、一般社団法人大阪府清港会に委託しており、清港会では、台風や大雨等に伴い水域に流出した流木やゴミを清掃船で回収後、ジブクレーンにより陸揚げしています。

現在、ジブクレーンの旋回操作の際、任意の位置での停止操作が困難な状況になっており、クレーン旋回作業が非常に危険な状態であるとともに、回収物の陸揚げ作業に著しく支障をきたしていることから、ジブクレーンを早急に補修する必要がありますが、当該設備の補修にあたっては、機器の詳細な構造を熟知し、クレーン本体の設計資料及び専門知識を有していることが必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行った川鉄構工業株式会社から社名変更し、メンテナンス部門も含めて事業を継承したJFEプラントエンジニアリング株式会社以外にいないことから、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、JFEプラントエンジニアリング株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。